



## 子どもと一緒にヨガエクササイズ！



3月11日(木)、キッズルームあつぷるにて「mam liEN 増山 千尋」先生による「ベビーヨガ・キッズヨガ」が行われました。

### 今月の記事

- 02～04 令和3年度 町政執行方針／教育行政執行方針
- 06・07 令和3年度予算の概要
- 10・11 税の申告期限が延長されます

※キッズルームあつぷるの情報はP.21をご覧ください

- 14 町営住宅入居申込を受付します
- 15 小型電子・電気機器回収のお知らせ
- 16 「介護予防教室」の参加者を募集します

# 令和3年度 町政執行の基本方針（要旨）



町政執行にあたっての基本方針と重要な諸施策についてお知らせします。

令和3年度の町政執行にあたっては、まずは新型コロナウイルス感染症との戦い・克服を主要な課題に設定しながら、「引き続き「暮らし続けたいまちへ」、「余市の魅力を確かな価値へ」、「共に創るまちへ」の3本の柱を基本方針としたまちづくりを推進していきます。

## 1 暮らし続けたいまちへ

町民が安全・安心に暮らせる

やさしいまちづくりを進めます。

- 生き生きと安心して暮らせるまちづくり
- 社会インフラのしっかりとしたまちづくり
- 災害に備えたまちづくり
- ◎ 子育て推進に関する施策

- ・ ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育の推進
- ・ 子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業の充実
- ・ 子どもを持つ親や不妊治療、不育症治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するための医療助成
- ・ 北後志6市町村の連携による周産期医療体制の充実
- ・ 児童虐待の発生予防や早期発見・対応のための施策実施
- ・ 子どもが健やかに成長できる地域社会の構築
- ◎ 保健に関する施策
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施
- ・ インフルエンザなどのワクチン接種費の助成
- ・ HPVワクチンについての積極的な情報提供
- ・ 乳がん、子宮頸がん検診の一定年齢の無料化の継続
- ・ フレイル予防に着目した後期高齢者健診の実施
- ◎ 地域福祉に関する施策
- ・ 高齢者の経験や知識を活かしたボランティア等の地域資源の有効かつ効果的な活用

- ・ 地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実

## ◎ 障がい者福祉に関する施策

- ・ 障がい福祉施策の推進、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の充実、北後志母子通園センターを中核とする児童発達支援センター機能の拡充

## ◎ 環境に関する施策

- ・ 区会防犯灯のLED化促進のため更新等に係る工事費や街灯料への助成

## ◎ 一般廃棄物処理に関する施策

- ・ ごみの搬出が困難な高齢者などの安全確認にもつなげる「ふれあい収集」の実施
- ・ 合併処理浄化槽設置に対する助成

## ◎ 労働に関する施策

- ・ 就労対策の実施と季節労働者の通年雇用促進支援

## ◎ 教育・文化芸術活動とスポーツの振興に関する施策

- ・ 子どもたちの個性や能力を伸ばし、社会や世界に向き合い関わり合うための確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことができるような教育活動の推進
- ・ 豊かで潤いのある地域づくりへとつなげる学習機会提供
- ・ 電子図書館の導入による利用者サービスの拡充
- ・ 貴重な郷土資料による歴史や伝統文化の継承
- ・ 生涯にわたり気軽にスポーツに親しむ環境づくりの推進

## ◎ 道路に関する施策

- ・ 国道229号の電線共同溝工事の事業促進要望
- ・ 橋梁、道路補修工事の実施、町道の舗装・側溝の整備
- ・ 効果的な除排雪の実施と流融雪溝の適切な維持管理
- ・ 後志自動車道小樽ジャンクションフル化の早期完成や町道黒川町中通2号線等の道道昇格による整備を要望
- ・ 国道5号偵知安余市道路の開通を見据えた市街地道路交通網の整備についての検討

## ◎ 河川に関する施策

- ・ 環境保全や治水対策の計画的推進を要望

## ◎ 港湾・海岸保全に関する施策

- ・ 港湾の維持保全、栄町地区の越波、侵食対策の要望

## ◎ 公園事業に関する施策

- ・ 老朽化遊具の更新と公園施設の点検・確認による安全、安心の確保

## ◎ 公営住宅に関する施策

- ・ 公営住宅等長寿命化計画に基づく適切な維持管理
- ・ 共栄団地の屋根と外壁、山田団地の屋根の改修工事設計業務を実施

## ◎ 住宅関連に関する施策

- ・ 移住・定住に伴う土地・住宅取得への支援制度の継続
- ・ 空家住宅除去費用の一部補助制度の継続

## ◎ まほろばの郷地区に関する施策

- ・ まほろばの郷内における宅地の販売促進に向けた支援

## ◎ 地域公共交通の活性化と再生に関する施策

- ・ 持続可能な公共交通網の在り方について検討

## ◎ 防災に関する施策

- ・ 防災マネージャーを中心とした地域の防災力の向上
- ・ 余市町地域防災計画の見直しと防災対策の整備
- ・ 災害時の効果的で効率的な情報伝達手段の整備への検討
- ・ 避難所における備品など防災資機材の計画的な整備
- ・ 土砂災害警戒区域などの早期指定と避難体制の整備
- ・ 防災学習会などによる防災に関する知識の普及

## 2 余市の魅力を確かな価値へ

余市の豊富な資源を生かし、その可能性と魅力を引き出すまちづくりを進めます。

## ■ 一次産業の強みを生かしたまちづくり

## ■ 魅力的な食資源を生かしたまちづくり

## ■ 余市ブランドの価値を向上させるまちづくり

## ◎ 農業に関する施策

- ・ 果樹の収益性向上を見据え、ぶどうについてはシャインマスカットまたはヴィニセラ種の醸造用ぶどうへの改植を奨励し、他の果樹については優良品種への転換や圃場整備への支援
- ・ ワインのブランド化に向けた取り組みの推進

- ・ 野菜の栽培施設の資材導入などへの支援と栽培技術の確立、販路拡大などに向けた流通対策の推進

- ・安全・安心で品質の高い農産物の安定生産の確立
- ・有害鳥獣対策に電気柵の設置や箱罠購入などへの支援

### ◎林業に関する施策

- ・森林整備地域活動支援事業や未来につながる森づくり推進事業、町有林保育事業、野そ駆除事業の実施

### ◎漁業・水産加工業に関する施策

- ・二枚貝の養殖試験の支援など水産業の収益性向上と資源の持続的な利用の確保に向けた取り組みの強化
- ・磯焼け対策の実施やトド被害対策への支援継続と要請
- ・水産加工品ブランド力の向上、商品開発の推進の支援

### ◎6次産業化に関する施策

- ・「余市」ブランド確立への農水産物加工品のPR強化
- ・ワイン産業のブランド力向上推進、観光振興を含めた6次産業化の推進

### ◎商工業に関する施策

- ・中小企業者への融資や保証料助成継続
- ・設備投資、商品開発、販路拡大、創業支援等の促進
- ・空き店舗の活用による起業支援と既存店舗の改修支援

### ◎観光に関する施策

- ・ウィズコロナ、アフターコロナに向けた観光客誘致と観光事業者への支援、観光事業の活性化推進
- ・体験型観光の定着化、交流人口の増加や民泊などを活用した滞在型観光の推進、冬の観光の推進
- ・道の駅再編整備に向けた検討

### ◎ふるさと応援寄附金に関する施策

- ・特産品や体験プログラム等の返礼品の充実

### ◎地域おこし協力隊に関する施策

- ・都市部の人材を地域おこし協力隊員として採用し、観光や産業振興などの分野で活用

### ◎地方創生に関する施策

- ・強みを生かした産業振興や人の流れの創出による人口減少の抑制

## 3 共に創るまちへ

協働の理念のもと、町民と行政が

連携して歩むまちづくりを進めます。

### ■町民と協働するまちづくり

- 地域や民間などとの連携を積極的に進めるまちづくり
- 効果的・効率的な行政運営を進めるまちづくり

### ◎町民と行政の連携に関する施策

- ・区会や余市町民自治推進委員会などを通じた町民と行政が連携して歩むまちづくりの推進
- ・地域連絡員制度を利用した地域住民と行政がともに協力し合う地域づくりの推進

### ◎情報の共有に関する施策

- ・広報よいちの紙面充実、ホームページや公式LINEによるわかりやすい情報の発信
- ・町政への意見・要望の募集やホームページ内でのお問い合わせメールの活用、情報共有の推進

### ◎効果的な広域行政の推進に関する施策

- ・国道5号環状安余市道路の早期完成、鉄道路線の持続などとの関係市町村の連携と関係機関に対する要請活動
- ・「北しりべし定住自立圏」における効果的・効率的な広域行政の推進

### ◎地域間交流に関する施策

- ・親善交流都市である福島県会津若松市と連携し、地域間の交流事業の推進
- ・会津藩土入植150周年事業の実施により青少年による両市町の歴史学習を通じた郷土理解の推進
- ・奈良県五條市との農業実習生受入れや交流事業の推進

### ◎官民協働に関する施策

- ・民間企業との協働事業、民間の力を活用した課題解決

### ◎行財政に関する施策

- ・歳入確保に向けた取り組みと各種補助制度の積極的活用
- ・コンビニ納付の適切な運用と対象税目の拡大の検討

### ◎行政改革に関する施策

- ・先端技術の活用を検討し、行政事務の改革を推進

### ◎職員の資質向上に関する施策

- ・職員のコンプライアンスに対する意識向上、自己研さん推進のための研修機会の充実、職員の意識改革の推進

## 令和3年度教育行政執行方針（要旨）



学校教育では、子どもたちに基礎・基本となる知識や技能を身につけさせるとともに、個性や能力を最大限伸ばし、社会で生きる力を養い、豊かな心、健やかな体を育むことができます。う教育活動の充実に努めます。

また、学校・家庭・地域が連携・協力しながら、さまざまな課題の解決にあたり、社会全体で子どもたちを支える環境づくりに努め、子どもたちの確かな成長をもたらし教育を推進します。

社会教育では、「第6次社会教育中期計画」に基づき、施設の効率的な運営や効果的な情報提供を図るとともに多様化、高度化したニーズに対応し、心豊かに健康な人生を送る学習機会の提供に努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

### 1 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実

社会が大きく変化していくなかで、子どもたちが将来の目標を持ち、社会との繋がりを実感しながら自立し、たくましく生きていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、それらを活用して課題を解決する力を育むことが重要です。

- 児童生徒の学力や学習状況を把握し、分析や課題の検証に基づき授業の改善や指導・支援の充実

- 学校と家庭の連携による望ましい生活習慣や学習習慣の定着に向けた取り組み

- 学習支援員等の配置により、支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな教育活動の実施

- これまでの学習指導とICT機器の活用により、児童生徒の主体的な学習活動や学習意欲、さらには思考力と判断力、課題解決力の育成

- 外国語指導助手を配置し、生きた英語による「コミュニケーション」能力と国際感覚の養成

- 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の実施

- 学校評議員会や学校評価制度の活用、保護者や地域住民への情報提供と学校運営協議会による地域に根ざした教育活動の充実

- 学校における働き方改革を推進し、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合う時間をより多く確保し、持続可能な学校運営体制の整備・充実
- 教職員の各種研修会への参加促進による実践的指導力の向上

## 2 思いやりと自ら律する心を大切に生徒指導の充実

本町の未来を担う子どもたちにとって、心身ともに健やかで豊かな生活を送り、望ましい生活習慣や社会性身につけることが必要です。

また、児童生徒が、主体的・対話的で深い学びを通じて、ともに支え合う思いやりの心や倫理観と規範意識をもち、自分の生き方を考える力を育成することが重要です。

- 児童生徒が自信や誇りをもち、自ら考え、行動する力の育成
- スクールカウンセラーの配置による相談支援体制の充実
- 関係機関と連携した支援により、児童生徒の抱える問題の早期把握と解決に向けた取り組み
- 適応指導教室による不登校児童生徒の学校復帰支援

- 余市町子どもいじめ防止条例に基づく取り組みを推進し、保護者との連携強化、アンケート調査結果の活用によるいじめの早期発見・早期解決の取り組み

## 3 生命を尊ぶ心を大切に健康・安全と教育環境の整備充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、命の尊さを自覚しながら思いやりの心を培い、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが大切です。

- 非行防止や犯罪被害に遭わないための指導内容の充実と学校・家庭・地域の連携強化の推進
- 安全マップを活用した交通安全指導の徹底や各関係機関との連携による児童生徒の安全確保

- 学校施設の適切な維持管理による教育環境の充実

- 感染症防止対策の各種取り組みと児童生徒の意識向上の推進
- 児童生徒の健康診断及び児童の歯の健康づくりに向けたフッ化物洗口の実施

- 学校給食調理場の衛生管理の徹底による安全安心な学校給食の提供、地場産品の活用による食育の推進

- 余市町図書館やボランティアとの連携による学校図書館の充実と教材教員の計画的な整備
- 経済的支援による均等な学習機会の確保

## 4 地域貢献に向けた学習機会の提供

生涯学習社会の実現には、感染症防止対策に取り組みながら、町民が多様な学習で得た成果を地域活動や社会貢献に活用し、生きがいをもって明るく豊かな生活を送ることが重要です。

- まちづくりは人づくりの視点に立ち、地域貢献・社会参加を促す機会と学習機会の提供を通じた成人教育の実施

- 学習機会の充実、豊富な経験を生かせる環境づくりに努め、健康で生きがいのある生活を実現する高齢者教育の実施

## 5 青少年の健全な育成に向けた環境づくり

青少年の健全な心身と豊かな人間性の育成のため、学校・家庭・地域社会が連携しながら、創造性や協調性などを育む良好な環境づくりが大切です。

- 障がいのある子どもたちのため、学生や関係団体との体験活動を通じた交流機会の提供と地域ボランティアの育成
- 放課後の多様な体験活動と学習機会の提供、地域住民との連携強化による安全で安心な活動拠点の確保

- 関係機関との連携によるブックスタート事業や子育て体験事業を通じた家庭教育の実施

## 6 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用

芸術文化活動の振興につつましては、芸術文化の鑑賞機会の提供と活動を奨励し、裾野を広げていくことが重要です。

- 社会教育関係団体と連携し、発表・鑑賞・創作機会の充実を図り、文化の高揚に資する運営の推進

- 「第2次余市町子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校、関係団体等と連携した読書普及活動の推進

- 電子図書館の導入によるサービス拡充と普及促進を図り、地域の情報拠点となる魅力ある図書を整備
- 資料収集や、文化財施設の適切な管理運営及び町内文化財資料の有効活用

## 7 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興

健康で充実した生活を送るためには、体力向上と健康増進を図ることが出来るよう世代に応じた環境づくりが大切です。

- スポーツ少年団と体育連盟等の関係団体の連携による世代間交流や各種活動への支援

- スポーツを通じた子どもたちの体力の保持増進
- 関係団体や指定管理者との連携によるスポーツ活動の機会提供によるスポーツ振興と健康増進活動の奨励

余市町教育委員会としては、学校・家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、本町の未来を担う子どもたちの健全な成長を願い、確かな学びや豊かな心を養成し、町民一人ひとりが生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることが出来る生涯学習の町をめざし、教育行政の発展に全力で取り組みます。

町民皆様のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。



# 令和2年度一般会計補正予算（第10・11号）

令和3年余市町議会第1回臨時会および第1回定例会において可決されました令和2年度一般会計補正予算（第10・11号）の概要をお知らせします。

## 補正予算の状況（第10号）

令和2年度一般会計補正予算（第10号）では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費や、美園墓地地下壕の充填対策基本設計委託料の補正計上として、680万5千円を増額し、補正後の予算は118億6,833万6千円となりました。

## 補正予算の状況（第11号）

令和2年度一般会計補正予算（第11号）では、寄附に伴う各基金への積立金や、ふるさと納税取扱業務に係る経費、新型コロナウイルス感染症対策事業の追加、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費などの補正計上のため、4億4,685万3千円を増額し、補正後の予算は123億1,518万9千円となりました。

## 主な歳出の補正内容（第10・11号）

- 寄附に伴う各基金への積立金 … 2億5,927万1千円
- 障害福祉サービス費等給付費 …… 783万4千円
- 社会福祉施設等建設基金、公共施設建設整備基金、ふるさと応援寄附金基金、図書整備基金
- 障害児給付費 ……………… 222万円
- ふるさと納税取扱業務関係経費 … 1,811万1千円
- 新型コロナウイルスワクチン接種関係経費 … 8,378万7千円
- プレミアム付商品券業務取扱委託料 … 6,500万円
- 美園墓地地下壕充填対策
- 庁舎多目的トイレ等設置工事 …… 866万8千円
- 基本設計委託料 …… 184万8千円
- 一般廃棄物等収集運搬従事者特別給付金 100万円
- 埋蔵文化財発掘調査委託料 ……………… 383万円

問合せ 財政課 財政グループ ☎21-2114



## 余市町市民農園利用者募集!!

①登市民農園・②山田市民農園の2地区を開設します。自家用野菜・花の栽培、家族そろっての生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などに市民農園をぜひご利用ください。

開園場所	募集区画	1区画当たりの面積	1区画の料金	開園期間
①登市民農園 (登町1939番地1)	4区画	66㎡ (約20.0坪)	6,600円	5月中旬から 10月末まで
	16区画	67㎡ (約20.3坪)	6,700円	
	36区画	68㎡ (約20.6坪)	6,800円	
	12区画	88㎡ (約26.7坪)	8,800円	
	28区画	89㎡ (約27.0坪)	8,900円	
②山田市民農園 (山田町554番地)	65区画	50㎡ (約15.0坪)	5,000円	

● 申込 4月2日（金）～9日（金）まで ＊受付時間：午前9時～12時まで

電話またはFAXで申込みください。（土、日、祝日を除く）

- (1) 区画の申込みは先着順とし、定員となりしだい締切ります。
- (2) 募集区画に満たない場合は、次のとおりです。
  - ・ 昨年と同じ区画場所を希望する方は、同じ区画を利用できます。
  - ・ 1名で2区画まで利用できます。
- (3) 登市民農園については、団体・グループでの利用も可能です。

● その他 耕起・堆肥は実施済みです。また、開園期間中、栽培に関するご相談をお受けしますので、お気軽にお声がけください。その他、詳細についてはお問合せください。

申込み・問合せ 農村活性化センター ☎23-5568 / FAX 21-2189

# 令和3年度予算の概要

一般会計予算総額は88億5,000万円となり、前年対比で1億9,000万円(2.2%)の増額となりました。

本年度は新型コロナウイルス感染症への対策を主要な課題として、町民の生活を守ることを最優先に取り組んでいくとともに、経費削減と既存事業の見直しによる予算の効率化を図りつつ、地方創生につながる施策を引き続き推進し、「わくわくするよいち」をすべての人が実感できるようなまちづくりの実現に向けた予算編成を行いました。

## ■ 一般会計 ■

●歳出では、総務費はふるさと納税取扱業務委託料、地域産業マリアージュ推進事業費などの増により約7,853万円の増額、民生費は教育・保育給付費負担金などの増により約1億3,820万円の増額、衛生費は予防接種委託料などの増により約2,880万円の増額となっています。

●歳入では、町税は住民税、固定資産税などの課税標準の減により約7,126万円の減額、国庫支出金は新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金などの増により約6,333万円の増額、繰入金には財政調整基金繰入金などの増により約1億5,205万円の増額、町債は臨時財政対策債などの増により約5,034万円の増額を見込んでいます。

### ◆歳入予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
町 税	16億7,996
地方譲与税・各種交付金	5億7,310
地方交付税	35億6,965
分担金及び負担金	5,888
使用料及び手数料	1億6,852
国庫支出金	11億4,115
道支出金	6億7,373
繰入金	3億2,528
繰越金	100
諸収入	1億7,069
町債	4億8,472
その他	332
計	88億5,000

### ◆歳出予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
議 会 費	1億3,286
総 務 費	10億5,523
民 生 費	23億342
衛 生 費	16億3,504
労 働 費	3,715
農 林 水 産 業 費	2億4,866
商 工 費	2億1,057
土 木 費	12億5,287
消 防 費	5億231
教 育 費	7億6,230
公 債 費	7億459
予 備 費	500
計	88億5,000

## ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 特別会計予算の概要 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

### ■ 国民健康保険特別会計 ■

●本会計は、余市町にお住まいで他の健康保険制度に加入していない方を対象として、保険医療給付を行うことを目的に設置されている会計です。国保の都道府県化により、国保事業費納付金を北海道に納付し、給付に必要な費用は全額北海道から交付を受けます。新年度予算は、前年度に比べ600万円(0.2%)の減額となっており、加入者の保険税のほか、道支出金、一般会計からの繰入金により運営を行います。

### ◆歳入予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
国民健康保険税	4億4,253
一部負担金	0
使用料及び手数料	40
道支出金	21億3,435
繰入金	1億9,522
諸収入	50
計	27億7,300

### ◆歳出予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
総 務 費	2,875
保 険 給 付 費	20億8,264
国民健康保険事業費納付金	6億3,602
共 同 事 業 拠 出 金	0
財政安定化基金拠出金	0
保 健 事 業 費	2,109
公 債 費	100
諸 支 出 金	250
予 備 費	100
計	27億7,300

### ■ 後期高齢者医療特別会計 ■

●本事業は、75歳以上(65歳から74歳で一定の障がいを持つ方を含む)の方の保険医療給付を行う事業であり、その運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行います。本会計は、その事業のうち加入者の保険料徴収や各種申請の受付業務を行います。新年度予算は、前年度に比べ1,250万円(3.8%)の増額となっています。

### ◆歳入予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
後期高齢者医療保険料	2億3,663
使用料及び手数料	2
繰入金	1億264
繰越金	0
諸収入	61
計	3億3,990

### ◆歳出予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
総 務 費	300
後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3億3,629
諸 支 出 金	60
予 備 費	1
計	3億3,990

## ■ 介護保険特別会計 ■

●介護保険事業は、介護サービスに係る保険給付と介護予防などを目的とする地域支援事業を行っており、これらの事業費は国・道・町の公費負担と3年ごとに見直される保険料などにより賄われています。

新年度予算は前年度に比べ、4,899万円（2.0%）の減額となっています。

### ◆歳入予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
保 険 料	4 億 2,022
使用料及び手数料	2
国 庫 支 出 金	6 億 3,060
支 払 基 金 交 付 金	6 億 4,095
道 支 出 金	3 億 5,175
財 産 収 入	1
繰 入 金	4 億 752
繰 越 金	1
諸 収 入	5
計	24 億 5,113

### ◆歳出予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
総 務 費	3,200
保 険 給 付 費	22 億 7,681
地 域 支 援 事 業 費	1 億 4,081
諸 支 出 金	30
基 金 積 立 金	1
公 債 費	20
予 備 費	100
計	24 億 5,113

## ■ 公共下水道特別会計 ■

●本会計は各家庭のトイレの水洗化等によるさわやかな生活を促し、環境と水質を守り美しい自然・きれいなまちづくりを進めています。

本年度は、昨年度に引き続き未普及地域の管渠整備を進めるほか、老朽化した下水処理場の設備更新を行い、施設の適正な管理と水洗化の普及促進に努めていきます。

また、下水処理場に、し尿等受入施設を整備する事業を行っていきます。

●新年度予算は、前年度に比べ5,034万円（4.7%）の増となっています。

### ◆歳入予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
分担金及び負担金	83
使用料及び手数料	2 億 6,291
国 庫 支 出 金	6,840
財 産 収 入	1
繰 入 金	4 億 5,234
繰 越 金	1
諸 収 入	1
町 債	3 億 3,970
計	11 億 2,421

### ◆歳出予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
総 務 費	8,597
事 業 費	3 億 3,560
公 債 費	7 億 258
予 備 費	6
計	11 億 2,421

## ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 企業会計予算の概要 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

### ■ 公営企業会計（水道事業） ■

本会計は、町民の皆さんに水道水を供給する事業であり、公営企業として事業に要する経費等の大部分は皆さんからの「水道料金収入」でまかなわれています。

新年度予算（総支出額）は、収益的支出（浄水施設の修繕費、企業債の支払利息など）の減少や、資本的支出の建設改良費（配水管等の整備に要する費用、水質監視装置の更新費用など）の減少により、前年度に比べ4,124万円（3.1%）の減額となっています。

#### ◆総収入 (単位：万円)

収 益 的 収 入		資 本 的 収 入	
営 業 収 益	5 億 3,811	出 資 金	2,088
営 業 外 収 益	1 億 3,010	国 道 補 助 金	4,910
		工 事 負 担 金	1,350
		企 業 債	2 億 8,420
計	6 億 6,821	計	3 億 6,768
		総 収 入	10 億 3,589

※総収入と総支出の差額（約2億6,100万円）は、本年度の収益的支出中、「営業費用」に現金支出が伴わないもの（減価償却費等：約3億1,300万円）が含まれていること、前年度からの繰越金等で補っています。

#### ◆総支出 (単位：万円)

収 益 的 支 出		資 本 的 支 出	
営 業 費 用	5 億 6,086	建 設 改 良 費	3 億 1,110
営 業 外 費 用	9,770	企 業 債 償 還 金	3 億 2,621
特 別 損 失	100		
予 備 費	10		
計	6 億 5,966	計	6 億 3,731
		総 支 出	12 億 9,697

※収益的収入・支出とは、水道料金などの収入と、水道水をつくるための経費や施設の維持管理などの経費です。  
※資本的収入・支出とは、水道施設整備をするための財源と経費です。

※4月号では予算の概要についてお知らせしていますが、予算の詳細については、5月号広報折り込みおよび町ホームページでお知らせします。



## 国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

### 国民健康保険証の手続きをお知らせします

就職や進学または定年退職など、生活に大きな変化がある時期です。それにもなつて国民健康保険の各種手続きが必要となる場合がありますのでお知らせします。また、一部の手続きによる保険証の交付は、後日郵送となりますのでご了承ください。

国民健康保険を『脱退』する手続きが必要な場合	国民健康保険に『加入』する手続きが必要な場合
・就職して新しく会社の健康保険に加入したとき	・退職して職場の健康保険を抜けたとき
・町外に転出するとき	・健康保険の任意継続をやめたとき
・生活保護が開始したとき	・転入した方で、前市町村でも国民健康保険に加入していたとき
・死亡したとき	・出生したとき（親が国民健康保険に加入している）

※氏名が変更になる場合や、町内で住所が変わる場合（転居）も、変更の届出が必要となります。

※事実が発生した日から14日以内に届出をしてください。また、手続きに必要なものは届出内容によって異なりますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。

### 進学して町外へ転出する方へ

国民健康保険は、本来お住まいの市町村で加入いただくものですが、進学により町外へ転出する場合は、引き続き家族と一緒に余市町の国民健康保険に加入することができます。該当の方は役場まで事前にお問合わせのうえ、お手続きください。

※保険証の交付を受けるのは、学生の期間に限ります。事情により学生の身分に異動があるときは必ずお知らせください。また、引き続き在学していることを確認するため、保険証の有効期間は1年ごととしていますので、毎年4月に更新手続きをお願いします。卒業時も脱退の手続きが必要です。

### 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を年金から天引きされている方へ

4月からは令和3年度分として保険税（料）が仮徴収されます。4月・6月・8月に徴収される保険税（料）は令和3年2月徴収額と同額となります。7月に確定した年間の保険税（料）を通知いたします。

4月から初めて年金から天引きになる方には、お知らせの通知をお送りします。

なお、年金天引きをしている方で、納付方法を口座振替に変更したいという方はお申出ください。口座振替に変更したうえで、年8回での納付となります。年金天引きから納付書納付への変更は、原則できませんのでご了承ください。

年金天引きによる納付	口座振替による納付
年金支給月（年6回）に自動的に年金から天引きとなります	各納期限の日（7月から2月まで）に指定された金融機関より振替となります

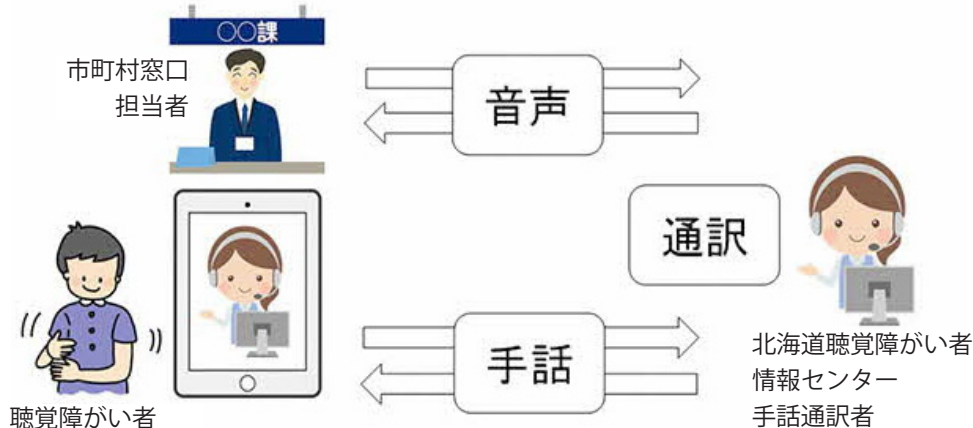
問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121



## 遠隔手話サービスを開始します

役場窓口において手話通訳を必要とする方のために、タブレット端末から手話通訳オペレーター（北海道聴覚障がい者情報センター）をつなぐ「遠隔手話通訳サービス」を開始します。タブレット端末は、役場庁舎内のどこでも利用することができます。

タブレット端末は、役場1階福祉課に設置されておりますので、必要な方は福祉課へお越しください。



問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



～障害基礎年金等を受給しているひとり親家庭の方へ～

## 児童扶養手当が変わります

令和3年3月分（令和3年5月支払い）から、手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

### ● 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

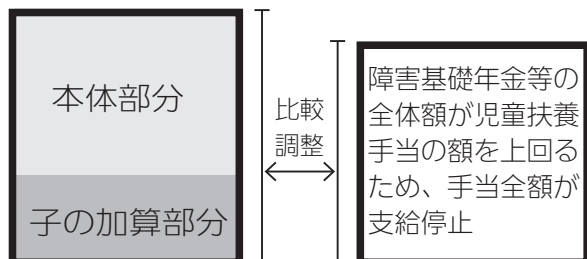
これまで、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

改正前 **全額支給停止**

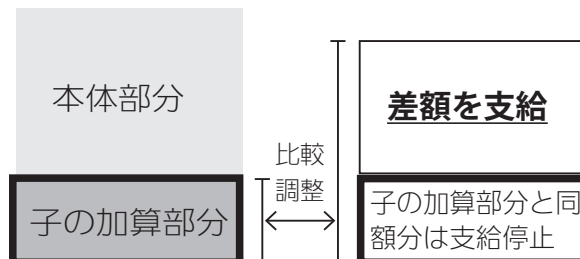


改正後 **差額を支給**

障害基礎年金等 > 児童扶養手当



障害基礎年金等 < 児童扶養手当



※障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方（障害基礎年金等は受給していない方）は、変更ありません。

### ● 支給制限に関する所得の算定が変わります

令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等（障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など）が含まれます。

### ● 申請がお済みでない方へ

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。なお、支払いは申請の時期によって異なります。

※既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、申請は不要です。

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122



# 国民年金からのお知らせ

## 学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば学生でも加入しなければなりません。

ただし、次に該当する方は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

- 対象者・・・学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校、その他各種学校等に在学する20歳以上の学生（ただし前年所得が128万円以下の方に限ります）
- 必要書類等・・・印かん・年金手帳・学生証のコピー（または在学証明書）

### ■手続きをせず、保険料を未納にしておく…

将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に計算されないほか、障害基礎年金を請求することができないなど、年金請求の際に不利益になりますので、支払いが困難な場合は、手続きを忘れずに行ってください。

なお、申請は年度ごと（毎年）必要で、かつ2年1か月前までさかのぼることができますので、申請をお忘れの方はこの機会にご利用ください。

### ■猶予された保険料について

猶予された保険料は、そのままにしておくとも将来の老齢基礎年金額に反映されませんが、10年以内に納めること（追納）で、年金額に反映させることができます。

### ■令和2年度に保険料を猶予されていた方で、新年度も在学中の方

令和3年度も引き続き在学中の方は、3月末に日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が送られます。同一の学校等に在学中の方は、ハガキに必要事項を記入・返送することで令和3年度の申請ができます。（学生の証明書類不要）

※追納を希望する場合、または令和3年度は学生納付特例制度を利用せずに保険料の納付を希望される場合は、お近くの年金事務所にお問合せください

## 新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先までお問合せ願います。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120  
 小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236



## 【余市税務署からのお知らせ】所得税等の申告・納付期限が延長されました

令和2年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税及び個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期限・納付期限は、令和3年4月15日（木）まで延長されました。

それにともない、振替納税をご利用されている方の振替納付日についても、次の通り延長されます。

税目	延長前	延長後
申告所得税	令和3年4月19日（月）	令和3年5月31日（月）
個人事業者の消費税	令和3年4月23日（金）	令和3年5月24日（月）

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

※振替納付日の変更により、所得税及び復興特別所得税の振替納付日が延納期限と同じ令和3年5月31日（月）となるため、確定申告書に延納届出額を記載した場合であっても、上の振替納付日に納付いただく税額的全額が引落しされます。

問合せ 余市税務署 ☎22-2093



## 令和3年度 個人町民税の申告期限が4月15日（木）まで延長されます

令和3年2月2日に国税庁において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、所得税等の確定申告期限が3月15日（月）から4月15日（木）に延長され、北海道においても個人道民税の申告期限の延長が決定されました。これを受け、本町においても同様の観点から、令和3年度の個人の町民税の申告期限を延長することとしました。

延長後の申告期限 令和3年4月15日（木）

申告受付場所 役場庁舎1階 税務課窓口（※電話にて事前予約が必要です。）

時節柄窓口が大変混雑しますので、事前の電話予約にご協力をお願いします。

所得税の還付申告等については、余市税務署でも受け付けておりますので、そちらもご利用ください。

※延長後の期間内に申告する場合のご注意

延長後の期間内に申告をした場合は、令和3年度の当初の税額通知や新年度の所得課税証明書に申告の内容が反映されないことがあります。

この場合は、あらためて税額変更又は決定の通知書でお知らせしますので、ご理解をお願いします。

また、保険料等の算定や給付等の各種基準となる金額など、町民税・道民税の税額や所得金額を根拠とした制度にも影響が生じる場合があります。

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115



## 固定資産税にかかる縦覧・閲覧ができます

『縦覧』：「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により町内の他の土地・家屋の評価額をご覧いただき、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

『閲覧』：「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。

### ● 縦覧：「土地・家屋価格等縦覧帳簿」

縦覧できる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 固定資産税の納税者本人または代理人</li> <li>● 納税者と同居の親族</li> <li>● 納税管理人</li> </ul>
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 納税者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など）</li> <li>※代理人の場合は委任状が必要になります。</li> </ul>

### ● 閲覧：「固定資産課税台帳」

閲覧できる人	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 固定資産税の納税義務者または代理人</li> <li>● 納税義務者と同居の親族</li> <li>● 納税管理人</li> </ul>	納税義務者本人の課税台帳を閲覧できます。
	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 借地人、借家人等</li> </ul>	賃貸借契約などの対象となっている土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 固定資産の処分をする権利を有する方</li> </ul>	当該権利のある土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 納税義務者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など）</li> <li>※代理人の場合は委任状が必要になります。</li> <li>● 法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状</li> <li>● 上記②・③の方は、権利を有することがわかるもの（賃貸借契約書・不動産登記簿など）</li> </ul>		

期間 4月1日（木）から5月25日（火）まで（土・日・祝日除く）

時間 午前8時45分～午後5時15分まで

場所 役場庁舎1階 税務課 課税グループ

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115



## 時短・外出自粛等により影響を受けた道内事業者の皆様への 道特別支援金の給付について

道では時短営業に協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、経済的な影響を受ける事業者の皆さんに支援金を給付します。

**【対象】** 要件1と要件2の両方に該当する事業者

### 要件1

#### ①時短対象飲食店等※との取引がある事業者

【農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定】

※時短対象飲食店等：2020年11月から2021年2月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となっている事業者

#### ②外出・往来自粛要請等による影響を受けた事業者

【旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、札幌市以外や昼間営業の飲食店など人流減少の影響を受けた事業者を想定】

※①、②ともに次のいずれかに掲げる事業者は、対象となりません

- ・公共法人、政治団体、性風俗特殊営業等
- ・2020年11月以降に道の時短・休業要請等の対象となっていた飲食店等
- ・国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」受給者

### 要件2

2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上高が対前年同月比50%以上減少していること

**【給付額】** 法人：20万円 個人事業者等：10万円

### 【申請の流れ】

申請受付は2021年4月上旬に開始予定

- ①申請書類を入手（道庁ホームページからダウンロードまたは、（総合）振興局や道内各市町村で配付）
- ②申請書類の準備及び作成（申請書、確定申告書、対象月の売上台帳など）
- ③申請書類の提出（ホームページから必要事項の入力及び資料の添付または、事務局へ郵送）
- ④書面審査（事務局）
- ⑤事業実態等を個別に確認（事務局）
- ⑥（必要がある場合）事務局からの問合せに回答
- ⑦給付決定（審査完了後メールや郵送で個別に通知、申請書記載の銀行口座に振込）
- ⑧支援金の受領（確定申告の対象となり得ます）

問合せ 商工観光課 商工労政グループ

☎21-2125



## 新型コロナワクチンに便乗した詐欺にご注意ください！！

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要としたり、金銭や個人情報をだましとろうとする電話にご注意ください。

ワクチン接種は全額公費負担となりますので、国などの行政機関からワクチン接種のために金銭や個人情報を電話やメールで求めることはありません。困ったときは一人で悩まず、消費者ホットライン「188」へご相談ください。

問合せ 福祉課 福祉グループ

☎21-2120



## 新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見をなくしましょう！！

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染した人やその家族、治療にあっている医療従事者やその家族等に対して、不当な差別、偏見、いじめ、SNS等での誹謗中傷などがおきています。

新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別やいじめなどの人権侵害はあってはならないことです。一人一人がお互いを思いやり、正しい情報に基づき、冷静な対応と行動をお願いします。

### 新型コロナウイルス人権相談窓口

電話 011-206-0497（受付時間 平日午前9時～午後5時）

メール cov.jinken@pref.hokkaido.lg.jp

問合せ 福祉課 福祉グループ

☎21-2120



# 余市宇宙記念館からのお知らせ



令和3年度の余市宇宙記念館の観覧は4月17日(土)よりスタートします!(予定)

余市宇宙記念館は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、接触や3密(密閉、密集、密接)を避け、次の通り変更の上、一般観覧を行います。(感染拡大状況により、開館時間や展示内容等が変更になる場合があります。)

- プラネタリウム、シャトル打上映像、ハッブルシアター、接触を伴うコーナーは当面の間休止します。
- 消毒や換気のため、開館時間を午前9時30分～午後4時30分(入館は午後3時30分まで)に変更します。
- ご入館の際は、氏名、住所、連絡先電話番号、年齢のご記入が必要です。
- ご入館の際は、必ずマスクを着用してください。

## 上映案内

### <3Dシアター>

- ① 宇宙記念館オリジナル番組「2041年、宇宙エレベーター」 ・日時 毎日1時間に1回上映
- ② イベント上映「4次元デジタル宇宙シアター(ミタカ)」  
・日時 4月29日(木・祝) 1回目:午前11時05分、2回目:午後2時05分

<プラネタリウム> 3密を避けるためクローズとします。

天体観望会 当面の間、開催を見合わせます。

### ～4月の休館日～

1日(木)～16日(金)  
19日(月)、26日(月)

※詳細は ☎21-2200 お問合せいただくか  
余市宇宙記念館ホームページ  
(<https://www.spacedome.jp>) をご覧ください



◀ ホームページをご覧ください

## 『余市宇宙記念館利用促進懇談会』の委員を募集します

宇宙記念館の運営のあり方などについて、委員の皆さんからご意見をいただきます。

- 募集人員: 2名(希望者多数の場合は抽選となります)
- 募集条件: 満20歳以上の町内に在住の方
- 任期: 2年間
- 会議: 年2回程度
- 報酬: なし
- 募集期限: 4月16日(金)

余市町の空間放射線量率 | 2月18日～3月23日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。  
(最高値: 3.9nGy/h、最低値: 2.0nGy/h、平均値: 2.6nGy/h) ※平常時は10～60nGy/h程度



## パブリックコメントの結果について

パブリックコメントの実施結果について、次のとおりお知らせします。

計画などの名称	募集期間	結果	担当課
第2次余市町子どもの読書活動推進計画(素案)	令和2年11月26日 から12月26日	4名の方から15件の ご意見がありました	図書館
第8期余市町高齢者保健福祉計画 ・余市町介護保険事業計画(案)	令和2年12月28日 から令和3年1月29日	1名の方から1件の ご意見がありました	保険課

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。寄せられたご意見については、計画の運用にあたり参考とさせていただきます。

なお、寄せられたご意見の内容と、ご意見に対する町の考え方については、町ホームページに公表するとともに、役場庁舎、中央公民館、図書館、福祉センターに掲示しておりますのでご覧ください。

問合せ 保険課 介護保険グループ ☎21-2119 図書館 ☎22-6141



# 第1回町営住宅入居申込を受付します

## 入居資格者（以下の①～⑦をすべて満たす方が対象です）

- ① 現在、町内に住所または勤務先（勤務予定でも可）のある方。
- ② 2人以上の家族（婚約者も含む）で入居する方。  
（定められた条件を満たしている方は、特定の住宅に限り単身入居可能）
- ③ 申請時と入居時に連帯保証人がいる方。（連帯保証人は原則として町内在住の方）
- ④ 町に納付する税金および公課金を滞納していないこと。（連帯保証人も同様）
- ⑤ 定められた収入基準であること。（世帯の所得月額控除後が15万8,000円以下の方、ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯については21万4,000円以下とする）
- ⑥ 入居時に敷金を納入できる方。（決定家賃の2か月分） ⑦ 申込者（同居する者を含む）が暴力団員でないこと。

※入居申込みは4月・7月・10月の年3回募集受付しています。

**申込期間** 4月1日（木）～14日（水）※先着順ではありません。

**入居決定** 4月下旬（余市町営住宅入居者選考委員会に諮り、入居者を決定します。）

## 募集団地概要

（令和3年3月22日現在）

団地名	建設年度	所在地	形式	戸数	備考（入居要件）
大浜中団地	昭和62年度	栄町458番地	3LDK	3	
共栄団地	昭和56年度	黒川町17丁目4番地1	3LDK	2	
		黒川町17丁目5番地		1	
	昭和57年度	黒川町17丁目31番地2		1	
	昭和58年度	黒川町17丁目4番地1		1	
黒川団地	平成3年度	黒川町880番地	2DK	1	高齢者等世帯向
美園団地A棟	平成7年度	美園町16番地	2LDK	1	
			2DK	1	高齢者等世帯向
白樺団地（平屋建）	昭和50年度	山田町32番地	2DK	1	単身可
			3DK	2	
余市川団地	昭和55年度	山田町108番地6	3DK	3	
山田団地	昭和53年度	山田町392番地1	3DK	6	
	昭和54年度			1	高齢者等単身向
	昭和61年度	山田町393番地		3LDK	2
沢町団地	昭和54年度	沢町4丁目50番地	3DK	1	
				2	高齢者等単身向
中町団地	昭和59年度	富沢町12丁目22番地	3LDK	1	
				1	高齢者等単身向
梅川団地（平屋建）	昭和51年度	梅川町376番地3	3DK	13	
	昭和52年度			8	

※単身可と高齢者等単身向は、入居者が60歳以上の方等で単身者の方が対象

※高齢者等世帯向は、入居者と同居者がいずれも60歳以上の方等が対象

※第2希望まで申込みます

## ■入居可能収入■

収入基準	家族数（収入例：就労者1人の場合の年収）			
	2人	3人	4人	5人
月額158,000円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下

申込み・問合せ まちづくり計画課 公営住宅グループ ☎21-2124



## 小型電子・電気機器回収のお知らせ

町では、小型の電子・電気機器やその他付属品等を町内各所に設けた回収ボックスにおいて、**無料**で回収しリサイクルを行っております。ごみの減量化・資源化のためご協力をお願いします。

種類別機器	主な小型電子・電気機器等回収品目
音楽関連	HDD プレイヤー、CD プレイヤー、MD プレイヤー、IC レコーダ、MP 3 プレイヤー、ヘッドホン、ステレオセット、電子キーボード
カメラ関連	カメラ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、防犯用監視カメラ
ビデオ関連	VHS ビデオデッキ、8ミリカメラ、DVD ビデオデッキ、プロジェクター
ゲーム関連	テレビゲーム機、携帯ゲーム機、ゲームソフトカセット、電卓
電話関連	電話機、携帯電話、ファクシミリ、インターホン、GPS 関連装置
放送受信関連	ラジオ、ラジカセ、携帯型液晶テレビ、CATV チューナー、トランシーバー、BS/CS アンテナ
車関連	カーオーディオ、カーテレビ、カーナビ、ETC 機
パソコン関連	パソコン（デスクトップ型のブラウン管モニターを除く）、プリンター、外付け・内臓 HD ドライブ、DVD ドライブ、カードリーダー、無線 LAN、モデム、ワープロ機
電子辞書関連	電子辞書、電子手帳（PDA）
理容用機器	ヘア 드라이ヤー、電気カミソリ、電動歯ブラシ
家庭用医療機器関係	家庭用吸入器、電子体温計、電子血圧計、家庭用マッサージ機、家庭用電気・光線治療器、電子式ヘルスメーター
生活関連	携帯用電気ランプ、ジュースミキサー、電磁調理器卓上型、電気ストーブ、コーヒーメーカー、加湿器、電気アイロン、除湿機、トースター、ホットプレート、空気清浄機、ジャーポット、時計、電気掃除機、炊飯器、換気扇、電子レンジ、扇風機、電気カーペット、食器洗い乾燥機、家庭用ミシン
電気付属品	充電器、AC 電源アダプター、通信ケーブル接続コード、リモコン、イヤホン、各種メモリー
工具関係	電気ノコギリ、電気ドリル（電池式も含む）、その他の電動工具

### 回収ボックス投入口（30cm×30cm以下）に入る大きさのものに限ります。

・回収ボックスの投入口に入らないもので粗大ごみに該当しないものについては、燃やさないごみとして有料袋に入れるか、処理券を貼って、ステーションに排出願います。

#### ●廃棄するときの注意事項

- ・家電リサイクル法の対象機器（ブラウン管テレビ、液晶・プラズマテレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は対象外です。
- ・ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、ブルーレイディスクなどの記録媒体は対象外です。
- ・パソコンのデータや携帯電話のメモリーなどの個人情報確実にデータを消去してから廃棄してください。
- ・回収ボックスへの持ち込みは、各施設開館時間内をお願いします。
- ・バッテリー（リチウムイオン電池等）は取り外してから廃棄してください。
- ・パソコン用モニター、フロン含有機器、布製・木製の小型家電、家電リサイクル法対象外のテレビは対象外です。

#### ●回収ボックス設置場所一覧

施設名	住所	電話番号
役場庁舎 正面玄関ホール	朝日町 2 6 番地	21-2118
中央公民館	大川町 4 丁目 1 4 3 番地	23-5001
福祉センター 1 階ホール	富沢町 5 丁目 1 3 番地	22-6228

申込み・問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



# 「介護予防教室」の参加者を募集します

## いきいきふれあい教室

**内 容** 高齢者の介護予防や閉じこもり予防を目的とした教室で、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善などの介護予防に向けた学習等を行い、在宅生活の継続を支援します。また、季節行事や記念に残る作品作りなど、楽しみながら活動できる内容としています。

**対 象 者** 65歳以上の町民の方で、介護予防と閉じこもり予防を目的としたいいきいきふれあい教室の趣旨を理解して参加していただける方

**定 員** 約50名

**開催期間** 令和3年4月～令和4年3月

**開催曜日** 月1回 火曜日または水曜日（午前11時～午後2時30分）

**開催場所** 主に、かるな和順（送迎あり）

**費 用** 1回500円（昼食を希望される方は別途500円）



## 地域まるごと元気アッププログラム運動教室

**内 容** 基礎体力に合った運動プログラムに楽しく参加することで、体力や筋力の向上を図ることができます。

- Aクラス : いすに座ったままできる軽い体操
- Bクラス : 体重を支え、バランスを保つための軽い運動
- Cクラス : 屋内等でのウォーキングやニュースポーツ
- 混合1クラス : Aクラス～Cクラス
- 混合2クラス : Aクラス～Cクラス

**対 象 者** 65歳以上の町民の方

**定 員** 各クラス20名程度

**開催期間** 令和3年4月～令和4年3月

**開催曜日** ●毎週金曜日 Aクラス：午前10時30分～11時30分  
Bクラス：午後1時～2時  
Cクラス：午後2時30分～3時30分  
●毎週水曜日 混合1クラス：午前10時30分～11時30分  
混合2クラス：午後1時30分～2時30分

**開催場所** A・B・C・混合2クラス：中央公民館  
混合1クラス : 福祉センター

**費 用** 1か月500円

## よいちニコニコ広場

**内 容** 椅子に座ったまま自分の体力に合わせて参加できるゴムバンド体操で、体力や筋力の向上を図ります。また、創作活動・脳を活性化するトレーニングなどで、認知機能の維持向上を図ります。

**対 象 者** 65歳以上の町民の方

**定 員** 20名程度  
(2グループ・各10名程度)

**開催期間** 令和3年4月～令和4年3月

**開催曜日** 毎週木曜日  
●第1グループ  
午前9時～10時15分  
●第2グループ  
午前10時45分～12時

**開催場所** 中央公民館

**費 用** 1回100円

※プールウォーキング教室については温水プールが閉鎖となりますので、令和3年度以降当面の間実施の予定はありません。

### 介護予防教室参加者申込み

介護予防教室の主催は町ですが、申込みは、役場のほかに次の場所でも申込みできます。  
 申込方法：申請書に必要事項を記入のうえ、申込みください。（郵送、FAXでの申込可）  
 申込期日：4月20日（火）まで ※各教室に空きがある場合は期日後も随時受付します。

問合せ・申込み  
申込書設置場所

役場 保険課 介護保険グループ ☎21-2119 FAX 21-2144  
 地域包括支援センター（余市イオン内）☎48-6015  
 在宅介護支援センター（かるな和順内）☎22-3115

## 余市町LINE公式アカウント

ソーシャルネットワーキングサービス「LINE」の公式アカウントを活用し、災害時の緊急情報や防災情報などを発信しています。是非、ご利用ください！



こち  
ちか  
ら  
読  
み  
取  
り  
く  
だ  
さ  
い

問合せ 地域協働推進課 広報広聴グループ  
☎21-2142



余市町の埋もれた歴史等を紹介し、改めて余市町を再認識するコーナーです。

## ～その200～ 『ニシン場の親方の出身地』

4月になりました。季節の変わり目は職場や学校の新しいスタートでもあります。ニシンがきていた頃は鯨漁まっただ中で、町じゅうが大忙しの日々でした。「鯨御殿」を各地にのこした経営者、親方は地域の経済を担っていましたが、その誕生は明治時代のことです。銀鱗荘の元の所有者、猪俣さんや、福原漁場の福原さんや後の所有者、川内さんは江戸時代から北海道にきていました。

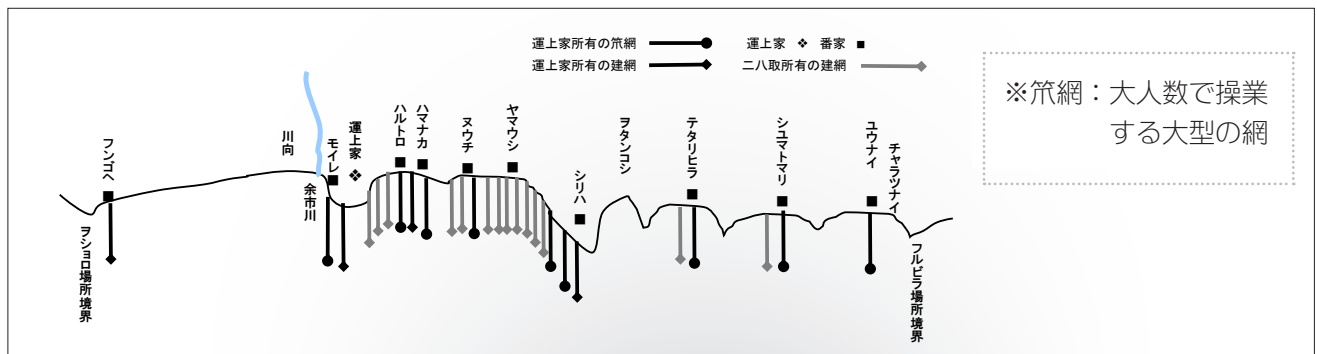
猪俣安之丞さんは、天保11（1840）年に新潟県に生まれ、安政2（1855）年に渡道、慶応2（1866）年に余市町山碓（現在の余市町港町）に来村、ニシンやサケ漁、海産商、廻船問屋を経営、自らが経営または所有した定置網数は、明治30年代に20ヶ所を越えました。また福原さんは、幕末に、上ノ国汐吹から余市へ出稼ぎし、明治17（1884）年には浜中町に居をかまえました。川内さんの出身は近江国（現在の滋賀県）で、幕末には道南の松前に居住しながら余市へニシンを追って出稼ぎし、明治5年には沖村（現在の豊浜町、白岩町、潮見町）に居をかまえました。お三方とも幕末に北海道にわたっていましたが、彼らよりはやく余市にきていた先発組がいました。

江戸時代、蝦夷地での漁業活動は藩の許可を得なければ出来ず、運上家の監視下での操業でした。道南の和人地から蝦夷地に入ってきた漁民は、漁獲物（ニシン）の現物納の割合から「二八取（にはちとり）」とも呼ばれ、江戸時代後半にかけて増加しました。幕末のヨイチ場所での鯨漁獲高のうち3割が運上家、7割

が二八取によるものでした。幕末のヨイチ場所で増加した二八取は、安政2年には、彼らが雇った漁夫をあわせて446名もいて、かれらの母村は、現在の上ノ国町、松前町、江差町が多く、江差と上ノ国町の汐吹村が突出していました。

上ノ国汐吹から余市へ和人が漁業のために来たという記録はとても古く、「奥寺家記録」に「安永年間 松前藩臣松前平角氏 余市場所ノ開祖ナリ安永二年山城国伏見稻荷神社ヨリ神霊ヲ受祭ル漁業者ハ渡嶋国檜山郡ノ人八十三人（後略）」というものです。この「檜山郡ノ人八十三人」の出身地が汐吹と伝わっています。安永年間（1772～1781）に蝦夷地に和人が移り住むのは難しいと思いますが、幕末の二八取の集団は上ノ国出身者が多く、この集団から、ヨイチ場所に何年も連続して来住し、やがて地歩を固めるものがあらわれます。弘化3（1846）年の林家文書の策網（※）持一覧には「上ノ国 平蔵」、「上ノ国 久右衛門」、「汐吹村 利右衛門」、「汐吹村 勘右衛門」の名前がみえ、彼らは連続してヨイチ場所に来ていて、「浜名主」を名乗るまでになっています。

前述の猪俣さん、川内さんといった松前からの人たち、福原さんや奥寺さんなど上ノ国からの人たちの余市へ向かった人の流れは、最初は上ノ国グループ、続いて後発の松前グループ（江差も含む）がやってきたといえそうです。幕末から明治にかけて、大型網を使って操業する集団がどんどん増えたのは、蝦夷地産物のニシン製品（肥料）が、日本列島の経済の循環に欠かせないものになったことが背景にありました。



▲ 図：幕末のヨイチ場所の大型網の分布

## 生活習慣病から身体を守る～野菜のチカラ～

生活習慣病は、野菜を積極的に食べることで、予防できるといわれています。今回は、野菜の効能についてご紹介します。

- ①**食物繊維**は、青菜類、ごぼう、ふき、セロリ、アスパラガスなどに多く含まれており、胃腸の中で水分を含み、糖やコレステロールとくっつき、糖やコレステロールなどの吸収を緩やかにします。また、便の量を増やす働きもあります。
- ②**βカロテン**は、人参、ほうれん草、ケール、かぼちゃなどに多く含まれ、体内でビタミンAに変わり、皮膚や粘膜を丈夫にしたり、免疫力を高めたりします。
- ③**カリウム**は、ほうれん草、小松菜、かぼちゃ、大根、れんこんなどに多く含まれ、体内の余分な塩分を排出する働きがあります。
- ④**ビタミンやミネラル**は、ほとんどの野菜に含まれており、身体の中の痛んだ細胞を修理するなど、身体の機能を整えるのに重要な役割をしています。
- ⑤**ファイトケミカル**は、植物性の食品に、色素や、香り、苦みなどの成分として含まれています。  
(※) 抗酸化作用があり、動脈硬化やがん予防の効果が期待されています。

### 【ファイトケミカルの代表的なもの】

- ・ポリフェノール…食べ物の果皮に存在し、400種類以上あります。玉ねぎ、お茶、トマト、ピーマン、人参などに含まれています。
- ・カロテノイド…赤やオレンジ、黄色の色素であるカロテンの一種です。人参、かぼちゃ、トマト、ほうれん草、ブロッコリーなどに含まれています。
- ・イオウ化合物…辛味成分や香り成分です。にんにく、ねぎ、わさびなどに含まれています。

※抗酸化作用とは？

「身体の酸化を抑える働き」のことをいいます。釘が錆びたり、リンゴが茶色く変色して腐るように、人間の身体も酸化してきます。身体が酸化すると身体的な老化や血管老化が進んだり、シミやシワ、肌荒れなどのトラブルが起こったり、生活習慣やがんの引き金になったりと、様々なトラブルの原因になるといわれています。野菜には私たちの身体を守る重要な働きがあります。

### ●野菜を効率的に食べる3つのコツ

- ①**緑黄色野菜と淡色野菜をバランスよく食べましょう。**野菜は1日350gが目安です。ピーマンやほうれん草などの緑黄色野菜はおよそ120g、きゅうりやレタスなどの淡色野菜はおよそ230gが目安です。
- ②**ひと工夫で野菜の量を増やしましょう。**
  - ・煮る、蒸すなど加熱調理でかさを減らす。
  - ・余りは、小分けして冷凍庫へ。
  - ・市販の加工済みのものやサラダを使う。
- ③**調理方法で効率よく栄養を摂りましょう。**
  - ・人参は、皮をむかない。
  - ・ピーマンは縦切りにして調理する。
  - ・ほうれん草は根本の赤い部分を捨てずに使い、ゆですぎない。
  - ・キャベツは、細胞を壊さないように良く切れる包丁で切り、水にさらしすぎない。
  - ・白菜はスープやクリーム煮など汁ごと食べるようにする。

### 新生児聴覚検査の費用助成を開始します。

余市町では、出産後に産産医療機関等で実施する新生児聴覚検査（初回検査）の費用について、5千円を上限に助成します。対象は、令和3年4月1日以降に生まれたお子さんとなります。

対象のご家庭には、個別に受診票などを送付し、お知らせします。健やかな発達のために、新生児聴覚検査をぜひ受診しましょう。

## 余市食改おすすめメニュー

### ●キャベツと鶏ささみのシソ風味サラダ●

〈材料 2人分〉

- 春キャベツ (1/4個)・・・200g
- 鶏ささみ (筋を取る)・・・3本
- きゅうり・・・1本
- 青ジソ・・・6枚
- 塩・・・小さじ1/2～1



- |   |                 |   |               |
|---|-----------------|---|---------------|
| A | ・オリーブ油・・・大さじ2   | B | ・水・・・大さじ4     |
|   | ・コショウ・・・少々      |   | ・オリーブ油・・・小さじ2 |
|   | ・青ジソ (千切り)・・・1枚 |   | ・塩・・・一つまみ     |

〈作り方〉

- ①キャベツは、一口大に切る。きゅうりは輪切り、青ジソは千切りにする。
- ②ボウルに①を入れ、塩をふり15～20回しっとりするまで揉みこむ。
- ③②から出た水分を別のボウルにいれ、Aの調味料を加えよく混ぜてドレッシングを作る。
- ④小鍋にBと鶏ささみを入れ、弱火にかけ、沸騰後5分間茹でる。火を止めてから3分間余熱で中まで火をとおす。
- ⑤③のドレッシングに④の鶏ささみをさきながら入れ味をなじませる。
- ⑥②の野菜に分量以外のオリーブ油を少し加えて合わせ、皿に盛って⑤の鶏ささみをのせて出来上がり。

※ 余市町食生活改善推進委員会 ※

# 健康と暮らしの情報（4月）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、事業が延期・中止となる場合があります。最新の情報はホームページ等でご確認ください。なお、ご不明な点につきましては、問合せ先までご連絡ください。

## 子育て情報

事業名	対象者	実施日	時間	会場
こども相談 (発育・発達・栄養など)	申込みをされた方 ※9日(金)までに 申込みが必要です。	<b>14日(水)</b>	9:00～15:00	余市町役場 ※会場まで来られない方は ご相談ください。
1歳6か月児健診	R元年 9月生まれ	<b>15日(木)</b>	受付12:00～12:20	福祉センター本館 ※令和3年度から会場が 変更となりました。
3歳児健診	H29年11月生まれ	<b>16日(金)</b>		
10か月児健診	R2年 6月生まれ	<b>22日(木)</b>		
4か月児健診	R2年12月生まれ	<b>22日(木)</b>	受付11:40～12:00	

## 健康づくり情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心の健康相談	日時については俱知安保健所に 問合せください。		俱知安保健所余市支所 ☎23-3104	(問合せ) 俱知安保健所 ☎0136-23-1957
健康相談	<b>14日(水)</b>	9:00～15:00	余市町役場	※9日(金)までに 申込みが必要です。
認知症の介護相談	<b>19日(月)</b>	13:30～15:00	福祉センター入舟分館	(問合せ) 社会福祉協議会内 ☎22-3156

## 休日当番医

当番日	医療機関名	電話番号	歯科当番日	歯科医療機関名	電話番号
4月4日(日)	黒川町整形外科クリニック	22-2447	5月3日(月)	仁木フルーツの里歯科	32-3744
11日(日)	森内科胃腸科医院(仁木町)	32-3455	4日(火)	佐久間歯科古平医院	42-2648
18日(日)	よいち整形外科クリニック	48-5000	5日(水)	原歯科	22-7301
25日(日)	脳神経外科よいち港南クリニック	21-5566	※休日当番医の診療時間は <b>9時～17時</b> までです。 ※歯科当番医の診療時間は <b>9時～12時</b> までです。 休日当番医は変更になることがありますので、 確認してから受診してください。		
29日(木)	わたなべ内科医院	22-3989			
5月2日(日)	北郷耳鼻咽喉科医院	23-5533			
3日(月)	勝田内科皮フ科クリニック	22-3843			
4日(火)	中島内科	22-3866			
5日(水)	田中内科医院	22-6125	問合せ 子育て・健康推進課 ☎21-2122		

## その他の生活情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心配ごと相談	7日(水)、21日(水)	13:00～16:00	福祉センター入舟分館	(問合せ) 余市町社会福祉協議会 ☎22-3156
	12日(月)	13:30～14:30		※法律相談は <b>事前 申込み必要</b>
無料法律相談 (予約制)	20日(火)	15:00～17:00	余市商工会議所	※ <b>事前申込み必要</b> 余市商工会議所 ☎23-2116
	21日(水)	13:00～16:00	中央公民館 203号室	※ <b>事前申込み必要</b> 役場総務課 ☎21-2111

※ 福祉センター本館(富沢町5丁目) 福祉センター入舟分館(入舟町)、中央公民館(大川町4丁目)  
俱知安保健所余市支所(朝日町)、余市商工会議所(黒川町3丁目)

## = 募集・お知らせ =



### 国税専門官募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。

#### 受験資格

- ・平成3年4月2日から平成12年4月1日生まれの者
- ・平成12年4月2日以降生まれの者で大学を卒業する見込みの者など別に定める者

#### 申込受付期間

申込みはインターネットにより行ってください。

4月7日(水)まで〔受信有効〕

申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※ご不明な点はお問合せください

問合せ 札幌国税局人事第2課採用担当

☎011-231-5011

内線2315

又は最寄りの税務署(総務課)



### 各種自衛官募集

自衛官候補生および一般曹候補生(男子・女子)・一般幹部候補生(一般・歯科・薬剤)・医科・歯科幹部を募集します。

#### ●採用上限年齢の変更について

自衛官候補生および一般曹候補生の採用年齢が18歳以上33歳未満に変更されました。

※細部応募資格等は、問合せください。

問合せ 自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

☎0134-22-5521



### 余市消防署からの お知らせ

●新生活が始まるタイミングは、  
家具転対策をするタイミングです!

春は、就職・転勤・入学など、新生活が始まる季節です。新生活の始まりに

定員(①~④とも) 5名

(定員になり次第締切り)

参加料(使用料を含む)

各1回 500円(①~④)

2回セット 800円(①)

3回セット 1,300円(②~④)

#### その他

- 体育館窓口または電話で申込み。
- 健康状態(発熱・高血圧等)によりお断りする場合があります。
- 動きやすい服装・運動靴、タオル、飲み物は各自ご用意願います。
- ヨガマットをお持ちの方はご持参ください。
- コロナウイルス感染防止対策にご協力をお願いします。
- 状況によっては、中止になる場合がございます。

申込み・問合せ

総合体育館 ☎23-5210



### 余市町パークゴルフ協会 会員募集

余市町民であればどなたでも入会できます。ぜひ入会し一緒にパークゴルフを楽しみませんか?

#### 活動内容

- ・月例会(月1回、日頃の腕試しのための大会)各種大会への参加
- ・日帰りバスツアー(道内のパークゴルフへ行き、1日パークゴルフを楽しむ)
- ・その他(味覚祭り杯、また後志はもちろん、全道各地の大会も紹介します)

#### 入会金・その他

- ・入会金等についてはお問い合わせください
- ・希望に応じて団体保険加入もあります
- ・お申し込みの際はご近所の知り合いの会員の方に申込まれても結構です

申込み・問合せ

余市町パークゴルフ協会事務局

事務局長 木村和彦

☎22-5354



### 農村活性化センター からのお知らせ

#### りんごの花押し花サークル

日時 4月21日(水)

午前9時30分~12時

講師 村山洋子先生

申込み・問合せ・会場

農村活性化センター

☎23-5568

FAX23-2189



### 総合体育館健康教室

#### ①ボディコンディショニング

簡単な反復動作で、脚・背中・肩周りなど、全身の調子を整えます。アロマや健康情報も発信します。

日時 4月14日・28日(水曜日)

午後1時30分~3時

#### ②体幹バランスUP

体幹バランスを整え、姿勢の矯正、負荷に強い身体づくりを目指します。

日時 4月8日・15日・22日

(木曜日)

午後1時15分~2時45分

#### ③こころと身体を整えるヨガ

初心者向けのやさしいヨガレッスンで、リラックスした状態での呼吸からの動きで心・身体のバランスを整えます。

日時 4月8日・15日・22日

(木曜日)

午後3時~4時30分

#### ④基礎代謝UPトレーニング

全身運動を行い、基礎代謝を上げます。基礎代謝が上がっている状態で、ゆっくりとした動作でトレーニングを行うと脂肪燃焼の効果が上がり、効率よく体重減少やサイズダウンが期待できます。

日時 4月9日・16日・23日

(金曜日)

午後1時30分~3時

# = 募集・お知らせ =

・スポーツ&文化系サークル  
卓球、テニポン、ミニバレー、健康  
体操等  
いずれも初心者、経験者問いません。  
入会は、随時受け付けています。  
申込み・問合せ 沢町児童館  
☎23-5673

## 児童館行事案内

### 黒川児童館(☎23-4338)

#### カブラで遊ぶ会

4月18日(日) 午後1時30分～

#### つどいの広場

4月22日(木) 午前10時～

### 沢町児童館(☎23-5673)

#### 折り紙遊びの会

4月10日(土) 午後1時30分～

#### つどいの広場

4月14日(水) 午前10時～

#### ゲームの会

4月17日(土) 午後1時30分～

※開館時間のお知らせ(4月～9月)

午前9時～午後5時

### キッズルーム「あっぷる」

子育て中の親子が気軽に集える  
場所として開放しています

対象 概ね3歳までの児童と保護者

日時 毎週月～金曜日

午前9時30分～午後4時

※4月30日(金)はお休みです

### ◎今月のわくわくタイム

#### 『親子で制作』

～手形うろこで、こいのぼり作り～

日時 4月15日(木)

午前10時～12時

#### その他

・4月5日(月)から受付

・密集、密接を避け予約制とさせていただきます

・定員(5世帯)になり次第締め切りとさせていただきます

### ◎『ぐんぐんの日』

キッズルームあっぷるで、毎月1回身体測定ができることになりました。身長計、体重計を準備しています。お気軽にお越しください。

日時 4月13日(火)

午前9時30分～12時

午後1時～4時

持ち物 母子手帳、バスタオル

問合せ キッズルームあっぷる

☎48-8850

### ①「春の全国交通安全運動」が実施されます。

運動期間 4月6日～4月15日

### ②交通事故防止のポイント

・通園、通学をする子供たちを交通事故から守ろう！

・高齢者が安心して外出できる安全な社会を作ろう！

・自転車も「クルマ」です！

自転車は、車道が原則、歩道は例外車道は左側を通行

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行安全ルールを守る

子供はヘルメットを着用

### ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

・自動車に乗ったら、全ての座席で必ずシートベルトを正しく着用しましょう。

・体格等の状況によりシートベルトを適切に着用させることができない子どもには、チャイルドシートを使用しましょう。

・一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い気持ちで飲酒運転を根絶しましょう。

※4月10日は

「交通事故死ゼロを目指す日」！

問合せ 余市警察署 ☎22-0110



### よいちニコニコ食堂 (こども食堂)

日時 4月24日(土)

午前11時30分～午後1時

対象 子どもだけでなく、地域の方など誰でも参加できます。

内容 ランチの提供(テイクアウトのみ) 工作キットをプレゼント

申込 電話による事前申込み

食事代 高校生まで無料・おとな300円

場所・問合せ

ワーカーズコープ後志事務所  
(黒川町3丁目40番地)

☎48-5106



### 母親クラブ入会のお誘い

沢町児童館母親クラブは、子ども達の健全育成と会員の健康促進を行っている地域に根差したボランティア団体です。

場所 沢町児童館

活動日 平日の午前・午後

募集対象 地域の子育てに関心のある方  
年齢、性別は問いません

活動サークル

・幼児サークル

歌、手遊び、絵本の読み聞かせ、誕生会、季節の行事、子育て相談等

合わせて、引越しをする方や、模様替えを検討している方もいると思います。家具を動かすタイミングは、家具転倒対策(家具類の転倒・落下・移動防止対策)を行う絶好のタイミングです。地震はいつやってくるかわかりません。このタイミングで家具転倒対策を行い、地震に備えましょう。

### 家具類の転倒・落下・移動による被害について

#### ①ケガ

近年発生した地震でケガをした約30～50%が家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

#### ②火災

過去の地震では、家具類の転倒・落下・移動によって火災が発生した事例があります。ストーブや水槽ヒーターなど、熱を発生する器具に家具類が転倒等をした場合だけでなく、ストーブ等に家具類の収容物(本棚の本など)が落下することでも、火災が発生する危険があります。

#### ③避難障害

出入口付近に家具転倒対策を実施していない家具を配置してしまうと、地震により転倒した家具が扉や窓を塞ぎ、逃げられなくなることがあります。安全・確実に避難するためには、出入口付近や避難経路に家具を置かないことや、家具を置く向きを工夫する等のレイアウトを考えることも非常に大切です。

#### ●火災予防運動の実施について

4月20日から30日まで春の全道火災予防運動が実施されます。行事等の開催にあたり、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

問合せ 余市消防署 ☎23-3711



### 余市警察署からの お知らせ

#### ●山菜採りによる事故の防止

「慣れた山にも、隠れた危険が！」

例年、4月に入ると、行者ニンニクやタケノコ等の山菜を求めて入山し、山中で道に迷ったり、沢に転落する事故が発生しています。

次の点に注意しましょう。

・行き先を家族に伝えましょう。

・無理に山奥に入らないようにしましょう。

・単独での入山は避けましょう。

・目立つ色の服装で入山しましょう。

・携帯電話やホイッスルを持ちましょう。

#### ●春の全国交通安全運動の実施

～手をあげて じぶんでまもろう  
いのちのあいず～

## 団員・会員募集、講習会のお知らせ

## ①余市子ども茶道サークル

茶道を通して、あいさつ・ていねいな言葉遣い・食事のマナーなど、日常生活の「礼儀作法」を学びませんか。ぜひこの機会に「和」の心を！

- ◆対象 高校生以下の児童・生徒（町内在住）
- ◆会費 1回300円
- ◆定例会 月2回 土曜日 午前10時～
- ◆会場 中央公民館
- ◆各種事業への協力の予定  
文化祭や成人式における呈茶会等  
※経費としてお茶・お菓子代等若干かかります。

## ②北海ソーラン太鼓少年団

北海ソーラン太鼓少年団は、歴史と伝統のある北海ソーラン太鼓の技術を習得し、郷土芸能を継承することを目的に結成されました。

一度和太鼓を体験してみませんか。

- ◆対象 小学3年生～中学生（町内在住）
- ◆会費 月500円（団の運営等諸費用）
- ◆練習 月3回 第1・3・4水曜日 午後7時～
- ◆会場 中央公民館
- ◆令和3年度事業（出演予定）  
・北海ソーラン祭り・文化祭「文化発表会」  
・その他各種イベント

## ③琴・三味線

日本伝統楽器の音色に触れてみませんか！

- ◆対象 小学1年生～6年生（町内在住）
- ◆開催日時 月2回 第2・第4土曜日 午後1時～
- 申込み期限 4月12日（月） ①、②、③とも

- ◆会費 無料
- ◆会場 富沢町先生宅

寿大学「歴史探訪講話」  
～アイヌ文化・歴史を学ぶ～

2月4日（木）、寿大学第8回学習講座「歴史探訪講話」を開催し、11名の大学生が参加しました。

講座では、「アイヌ文化と余市」と題して小川康和さん（水産博物館学芸員）からアイヌの文化や歴史について話を聞きました。

まちの名前や地名など身のまわりにあるアイヌ文化や人々の伝統的な生活（衣・食・住）などについて知識を深めることができました。



▲受講風景

女性学級「福祉講話」  
～認知症サポーターとは？～

2月8日（月）、余市町地域包括支援センターの安田伸子さん（社会福祉士）と三宅望さん（保健師）を講師に迎えて、女性学級第8回学習講座「福祉講話」を開催し、14名の学級生が参加しました。

受講生は認知症サポーターとして行動できるよう、前半は病気の種類や特徴・症状などを学び、後半は認知症の人への接し方や役割をDVDを観て考えました。



▲受講風景

## 寿大学・女性学級の皆さんへ

～今年度の学習講座・サークル活動は5月から始まります！～

女性学級第1回学習講座  
「開講式 / 音楽鑑賞会」

期日 5月10日（月）  
会場 中央公民館301号室  
時間 13時30分～14時30分

寿大学第1回学習講座  
「開講式 / 学生自治会総会」

期日 5月13日（木）  
会場 中央公民館301号室  
時間 13時30分～14時30分

※寿大学・女性学級の申込みは、4月12日（月）までにお願ひします。  
※新型コロナウイルス感染症の情勢により中止することがありますのでご了承願ひます。

## 令和3年4月1日から温水プールは休館となります

4月から開館予定だった温水プールは、休館することとなりました。建物が老朽化し、安全な営業を続けることができなくなったことによるものです。

水泳教室や例年実施していましたが、介護予防教室のプールウォーキングなどの事業はお休みとなります。また、その他の事業についても、代替の事業が行えるか検討して、詳細が決まり次第お知らせします。温水プールの開館を楽しみにしていた皆さまには重ねてお詫び申し上げます。



# 図書館のすてきな窓

問合せ 図書館 (☎22-6141)  
<https://www.yoichi-lib-unet.ocn.ne.jp/>  
 開館時間 午前10時～午後6時30分

## こどもの読書週間イベント開催!

4月23日(金)は「子ども読書の日」。それに続く「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)にちなんで以下の2つのイベントを行います。

## おはなしであそぼう～絵本でおいしいものたべよう～

おいしい食べ物がいっぱい出てくる大型絵本や、エプロンシアターと一緒に楽しみましょう!

※自由参加です。

日時 4月24日(土) ①午前11時～ ②午後2時～

## どさんこ絵本作家♡人気投票

北海道生まれ、北海道在住の絵本作家さんのうち、あなたは誰がお気に入りですか?活躍している多くの作家の中から、図書館で展示した絵本作品を見ながら、来館された皆さんに投票してもらいます。あなたの一票で、大好きなどさんこ絵本作家さんを応援しましょう!

期間 4月10日(土)～5月9日(日)までの期間内に一人一票(3人まで記入できます。)

場所 1階カウンター前に絵本と投票箱を設置。

発表 5月15日(土)に館内に掲示します。絵本の展示は5月末まで行います。

## 電子図書館体験会

余市町電子図書館をもう利用されましたか?まだ申込みをされていない方、使ってみたけど今ひとつ探し方がよく分からない方のために電子図書館の体験会を行います。タブレットを用意していますのでお気軽にご参加ください。

日時 4月21日(水) 午前10時30分～

対象 どなたでもご参加いただけます。

申込 20日(火)までにカウンター又はお電話でお申込みください。

## ワタシノシアター(映画会)

映画会は感染対策を講じて、新たに「ワタシノシアター」として実施します。家族やグループ単位(2人～20人まで)での事前予約制となり、利用できる曜日は、毎週水曜日～日曜日までの各希望日。上映作品は図書館所蔵の資料から選んでください。時間等はご希望に応じますので、詳しくは図書館へお問合せください。

## おはなし会

日時 4月10日(土) ①午前11時～②午後2時～  
 テーマ 「は、は、はるだよ!」

今月の休館日 毎週月曜日、30日(金)は図書整理日

## 博物館・文化財施設

## 4月10日開館!

～町民限定無料開放デー、もはじまります～

余市水産博物館、旧下ヨイチ運上家、旧余市福原漁場、フゴッペ洞窟の4施設は、4月10日(土)より開館します。

昨年度は、フゴッペ洞窟の内部と福原漁場の石蔵が閉鎖となっておりましたが、新たに換気システムが導入されましたので、今年度よりまた皆さんにご見学いただくことができます。ただし、歴史民俗資料館は引き続き閉鎖となります。これに伴い、博物館2階では歴史民俗資料館内で展示されていた考古資料が場所を移動して展示されます。こちらは大幅に展示替えが行われ、これまで以上に楽しめる考古展示としてリニューアルされましたのでぜひご覧ください。



▲福原漁場とフゴッペ洞窟

### 《来たことない町民ゼロ計画始動!》

さて皆さん突然ですが、余市町の良いところ10個あげられますか?……

町外の方はもちろんですが、町内に住んでいても余市町のことを知り尽くしている!と言える方は少ないと思います。今の余市町はもちろん、昭和、明治、江戸、縄文と過去の余市町のこととなると、より一層そんな余市は知らなかった、という方も多いのではないのでしょうか。私たち博物館職員は、講座やイベント事業などで町内外の皆さんとお話する機会も多くありますが、多くの町民の皆さんから「博物館や文化財施設は、むかし一度行ったっきり……」、「こんな展示に変わっていたのね」、「そんな資料が博物館にあるの?」といったご意見をいただき、町外からお越しいただいた方にも「こんな文化財や歴史が余市町にあったことを知らなかった」というお話をよくうかがいます。

そこで、開館期間中(4～11月)の毎月第2土曜・日曜日を、余市町にお住いの皆さんを対象とした「博物館・文化財施設無料開放デー」に設定いたしました。入館時の詳細は、広報よいち4月号に折り込まれているチラシをご覧ください。

この事業で町民の皆さんに文化財や町の歴史、博物館活動を知っていただき博物館や文化財施設を、「町外の方々や子どもたちへ町民が余市町の文化財や歴史を伝えていく場」としても利用していただければと考えています。久しぶりに博物館や文化財へ行こうかな?という方も、毎年欠かさず通っているよ!という方も、GWあたりの福原漁場は桜がキレイだから見に行こうかな～という方も、この機会に多くの町民の皆さんのご来館をお待ちしております。

今年度も引き続き、博物館や各文化財施設では新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いながらの開館となります。来館される皆さんには、入館時のマスクの着用や手指の消毒、一部の体験展示の停止、館内の人数制限等のご協力をお願いしておりますので、何卒よろしくお願いいたします。



## ご寄附に感謝

(順不同、敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

### ●余市町公共施設建設整備資金の一部として

・明治安田生命保険相互会社  
一金 150,000円

### ●余市町社会福祉事業費(老人福祉)の一部として

・認定NPO法人ふまねっと 余市りんごっこ  
一金 10,000円

### ●新小学校1年生用防犯用品として

・公益社団法人 余市地方法人会  
防犯ブザー105個(6万3千円相当)

## 余市町観光振興審議会委員募集

余市町観光振興審議会とは、本町の観光振興に関する事項を調査審議するとともに、町長の諮問に応じ必要な意見を述べる事ができる町長の附属機関です。「余市町観光振興計画」(現計画の計画期間は5年)の策定にあたっては、この審議会に諮ることになっています。

本町では自治基本条例に基づく町民の町政参加を基本としていることから、平成30年度より当審議会の委員についても一般公募を開始しているところです。

つきましては、当審議会の委員を募集いたしますので、本町の観光振興に興味のある方のご応募をお待ちしております。応募詳細は、余市町ホームページをご覧ください。

余市町ホームページトップ▶お知らせ▶2020年度▶余市町観光振興審議会委員の募集について

問合せ 商工観光課 観光グループ ☎21-2125

## 都市計画の変更に伴う図書を縦覧に供しております

### ○都市計画の種類

余市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

### ○縦覧の場所

北海道建設部まちづくり局都市計画課及び余市町建設水道部まちづくり計画課

問合せ まちづくり計画課 ☎21-2124

## よいちの人口

### 令和3年2月28日現在

人口	18,183人 (-40)	異動の内訳	
男性	8,480人 (-20)	転入	39人
女性	9,703人 (-20)	転出	57人
世帯数	9,748世帯 (-11)	出生	6人
※カッコ( )内の数字は前月比		死亡	27人

平成27年国勢調査(確定値)

人口 19,607人 世帯数 8,769世帯

## 【税務課からのお知らせ】

### 町税の納め忘れはございませんか？

令和2年度の町税は、納期限をすべて過ぎました。町税は、道路・公園の整備、教育、子育て支援、各種福祉サービスなど、皆さんの暮らしを支える大事な費用に充てられています。もし町税が納付されなければ、町の財源が不足し、行政サービスの低下につながるため、**未納の町税がある方は至急納付願います。**



### 未納町税を放置すると…

町では納期限を過ぎても納付の確認がとれない方には督促状や催告書を送付するなど、自主的な納付をお願いしていますが、それでも**納付や相談がない方に対しては、財産の調査や差押等を積極的に行っています。**

### 【調査・差押に関するQ&A】

Q. 勤務先に調査がきた…

A. 町では未納町税のある方の収入や財産に関する調査のひとつとして、**法律に基づき、勤務先に給与等の調査を行う場合があります。**

Q. いきなり財産が差押えられた…

A. 町では未納町税のある方に対して、まず、**督促状や催告書を必ず送付しております。それでも、納付や相談がない方については、財産の差押えを行う場合があります。これは法律に基づく行為であり、本人の同意は必要ありません。**

### 令和3年度分の町税が発付されます

令和3年5月から令和3年度分の納税通知書が発付されます。税の公平性を保つためにも、納期内の納付をお願いいたします。

### 納税通知書の発付月

5月：軽自動車税種別割、固定資産税

6月：町道民税

7月：国民健康保険税

### 納税にお困りの方へ

新型コロナウイルス感染症の影響や、そのほか病気や収入の減少等の事情がある場合には、分割による納付など、個々の実情に応じた納税相談を受けています。**納税にお困りの方は、一人で悩まずに、税務課納税グループにご相談ください。**



問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116